



内閣府
男女共同
参画局

女性に対する暴力の 現状と課題

(配偶者からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力等)

令和4年4月
内閣府男女共同参画局

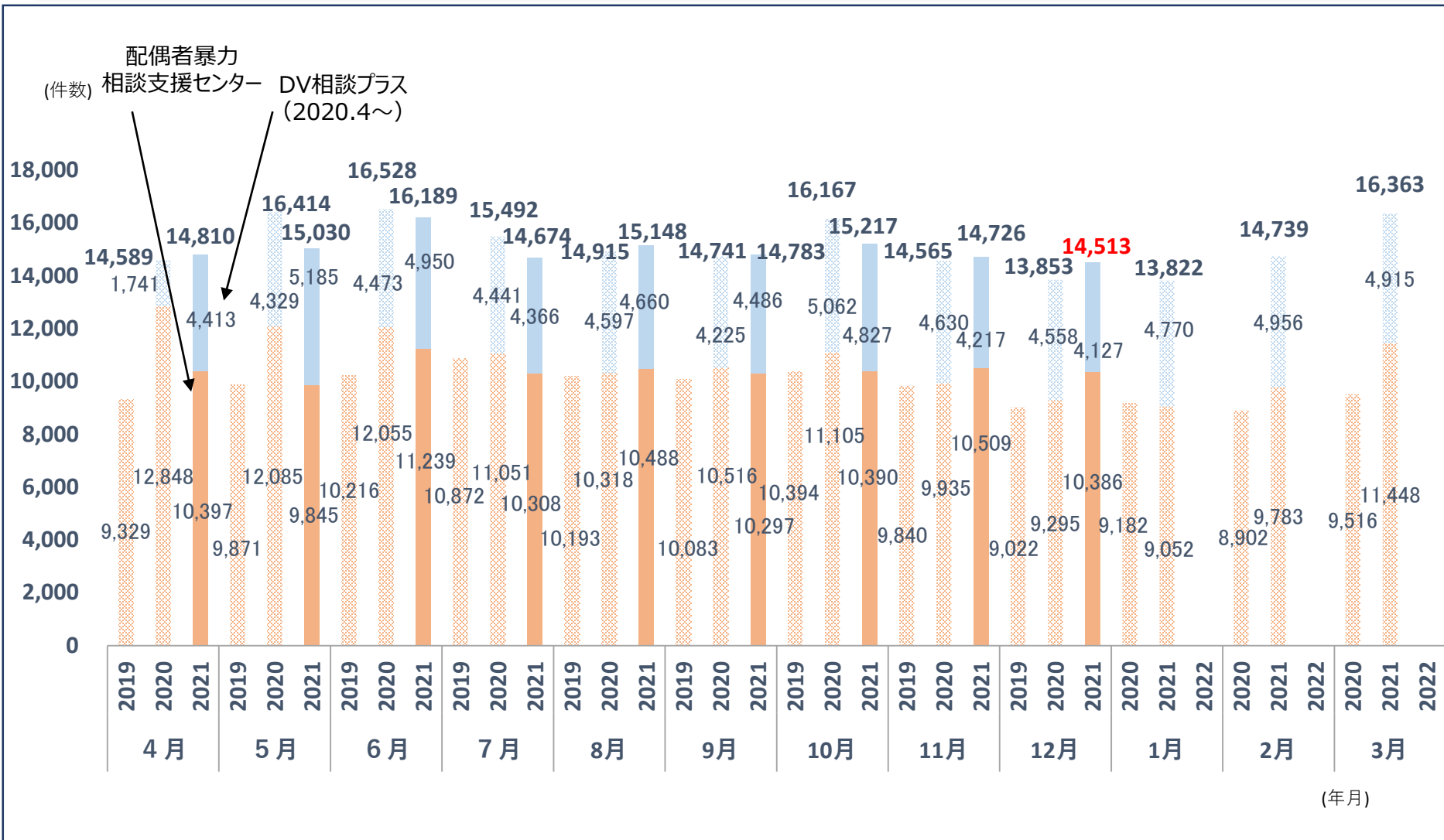
目次

配偶者からの暴力(DV)	・ ・ ・ ・ ・	1
性犯罪・性暴力	・ ・ ・ ・ ・	25
女性に対する暴力に関する 外国政府からの指摘	・ ・ ・ ・ ・	35

配偶者からの暴力(DV)

DV相談件数の推移

- ✓ DV相談件数の推移を見ると、2020年度の相談件数は、18万2,188件であり、2019年度の約1.5倍。
- ✓ 2021年12月の相談件数は、1万4,513件となっている。



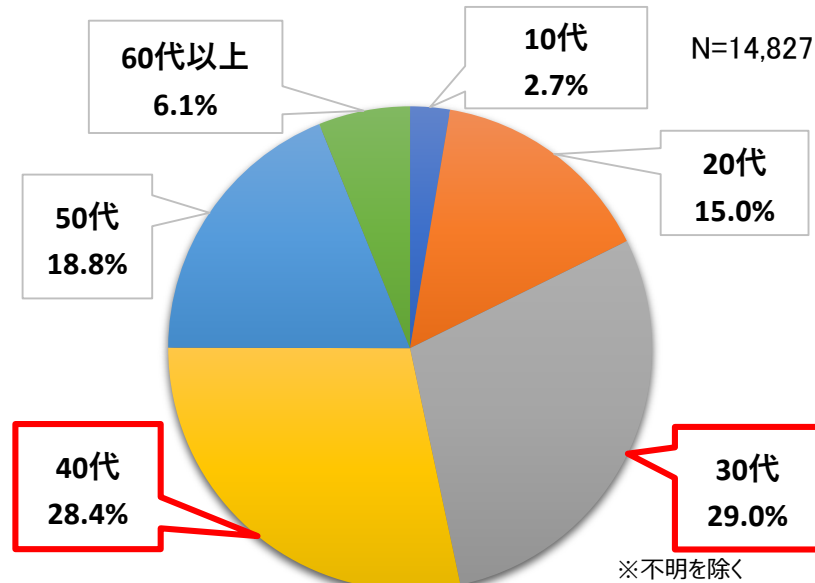
(出典)内閣府男女共同参画局調べ

※全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、令和3年12月31日時点の暫定値

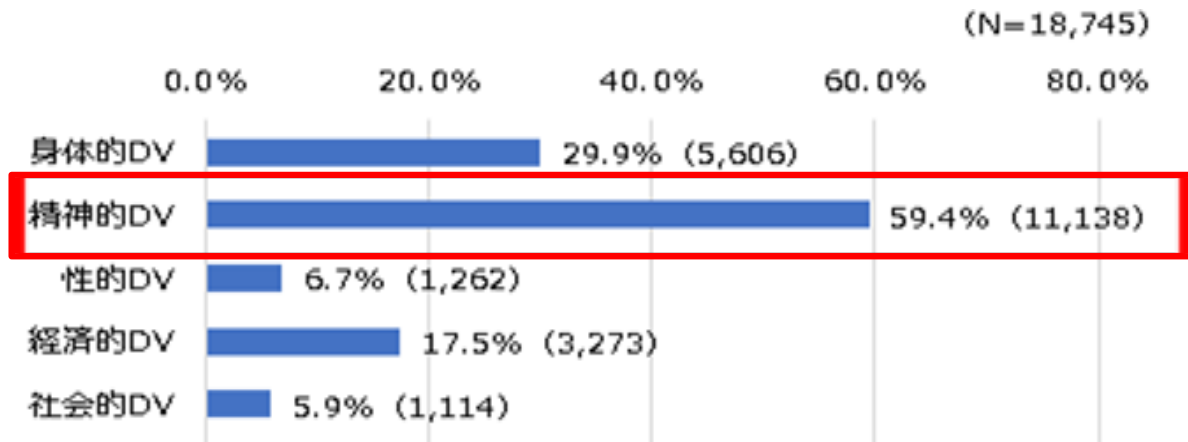
DV相談者の年齢・相談内容

相談者の年齢

30代～40代で全体の約6割を占める。

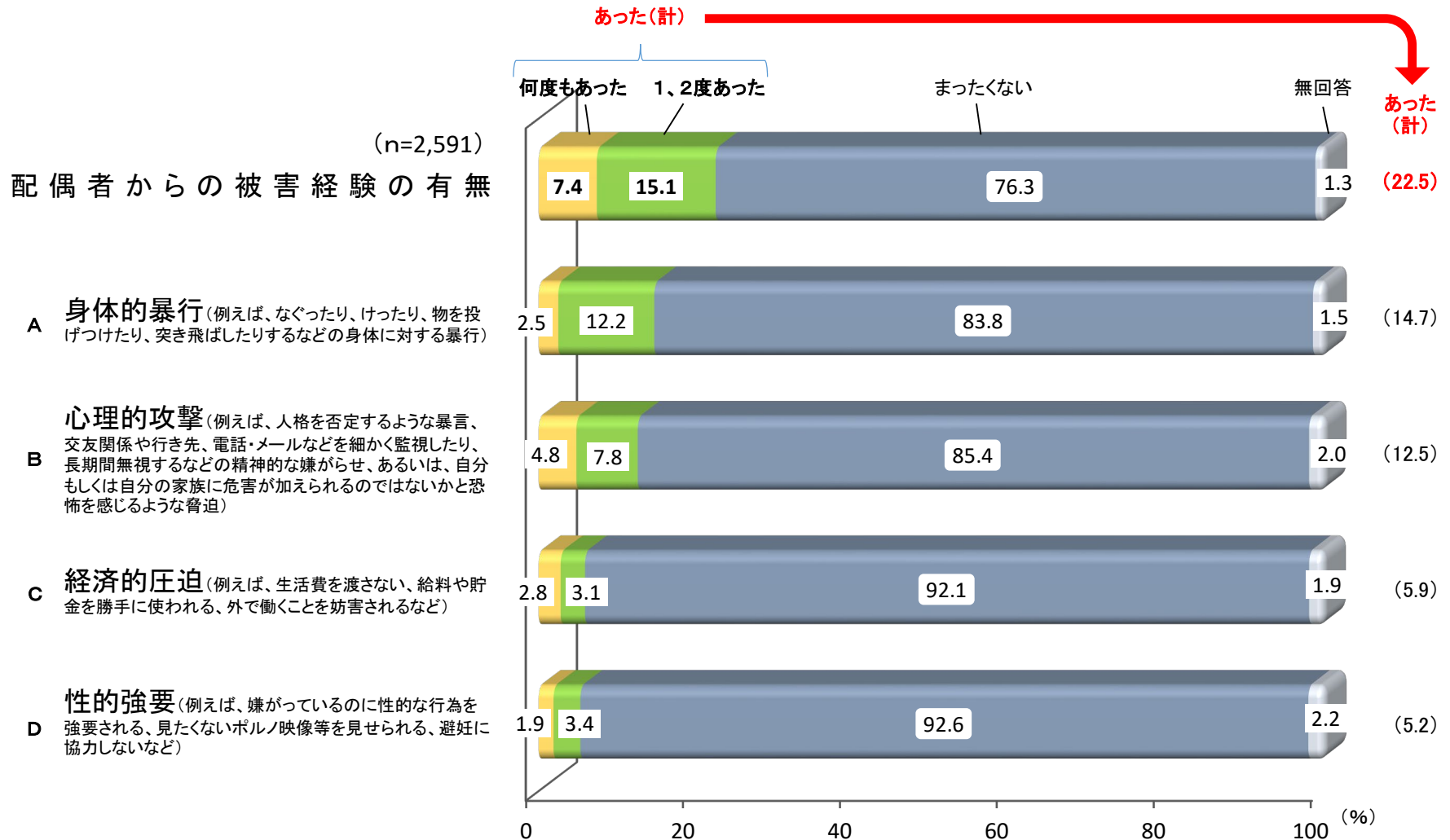


相談内容（複数回答）



配偶者からの暴力(DV)の被害経験

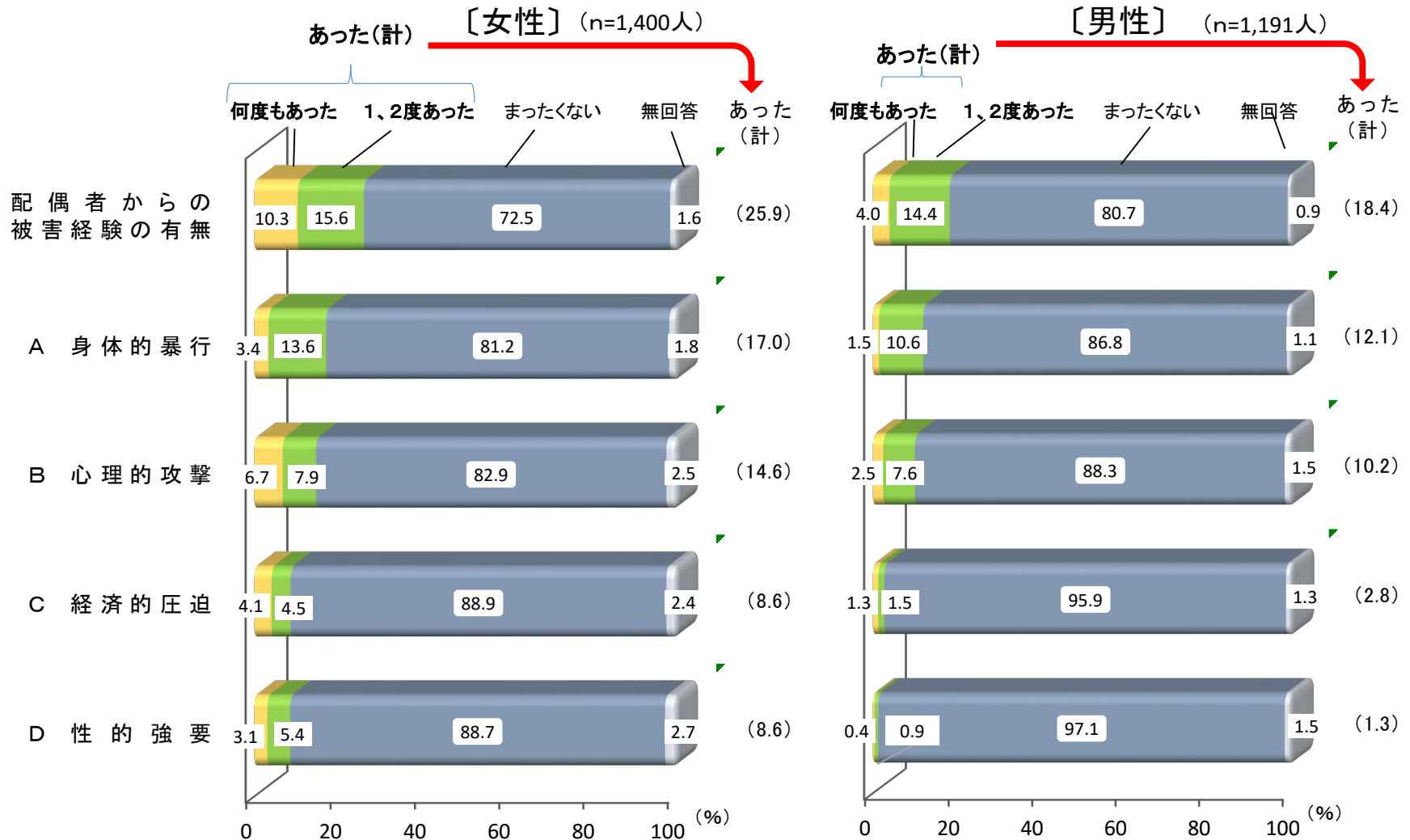
約4人に1人は配偶者から暴力を受けたことがある



資料出所: 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和3年3月公表)

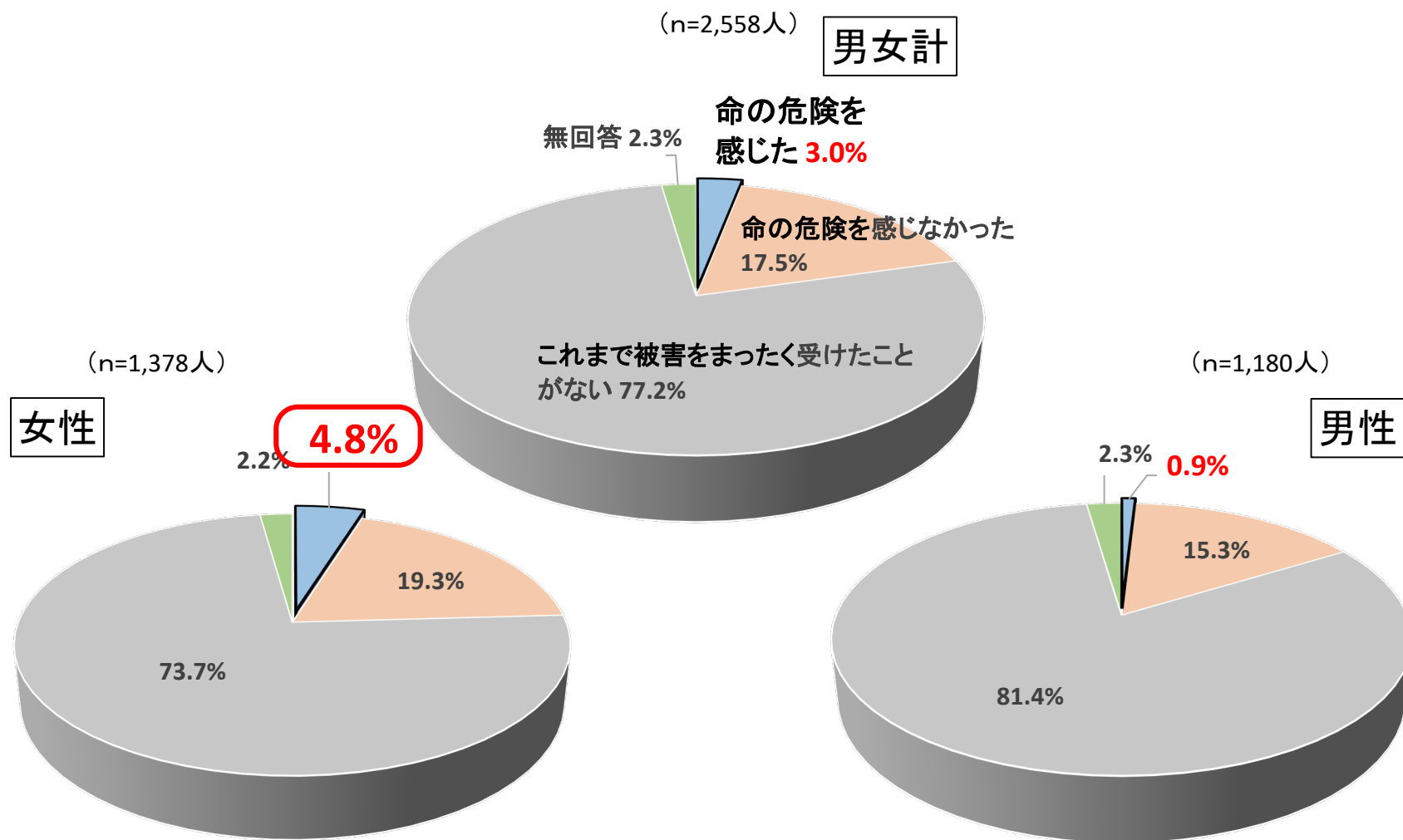
配偶者からの暴力の被害経験(男女別)

- ・暴力の**いずれの行為も**、**女性の方が被害経験者の割合が高い**
- ・**女性の約4人に1人は被害経験があり、約10人に1人は何度も受けている**



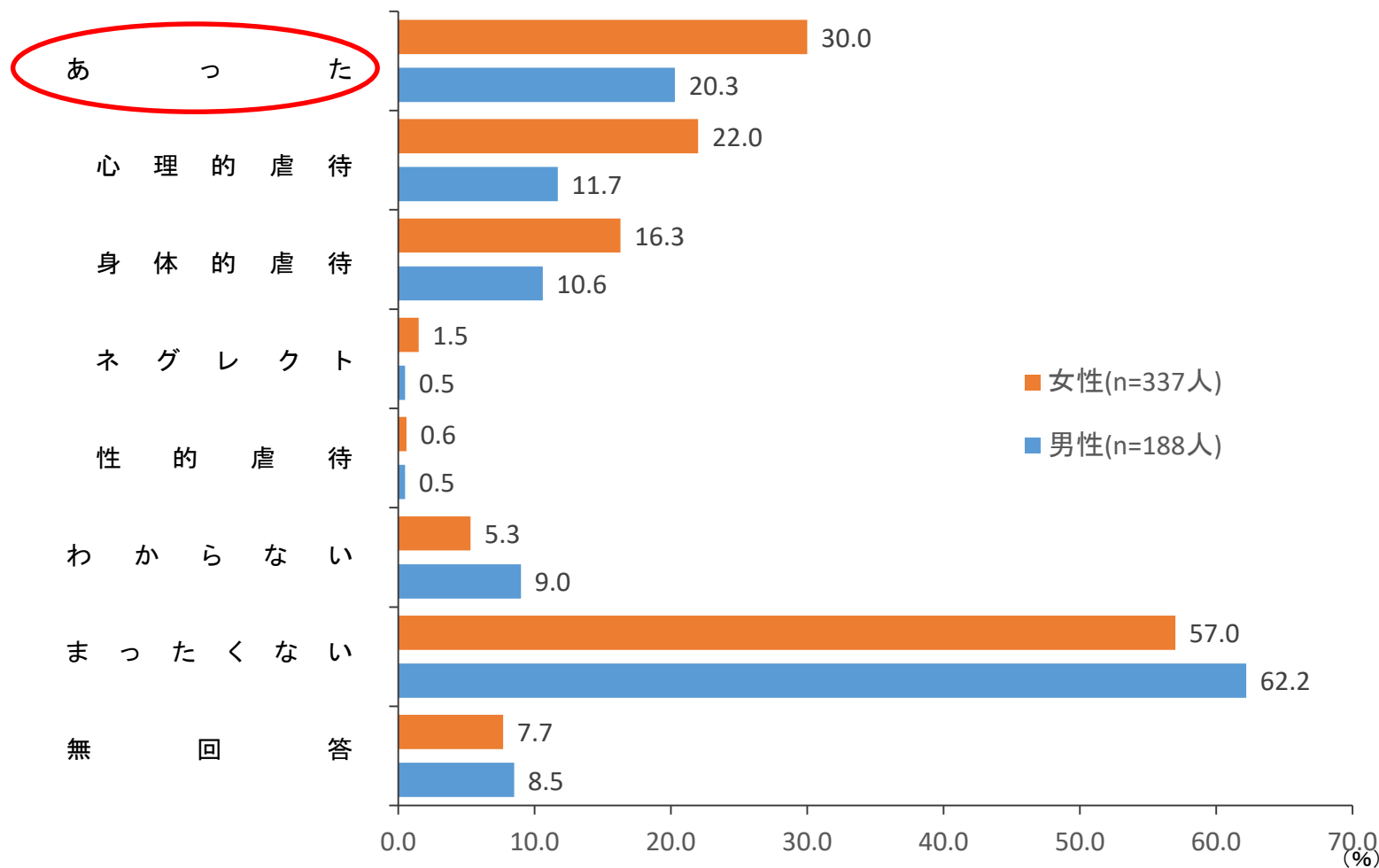
配偶者からの暴力被害により命の危険を感じた経験

女性(婚姻経験者)の約**21人に1人**が**命の危険を感じた**ことがある



配偶者による子供への被害経験(複数回答)

子供のいる被害女性の約3割が、子供への被害経験も認識

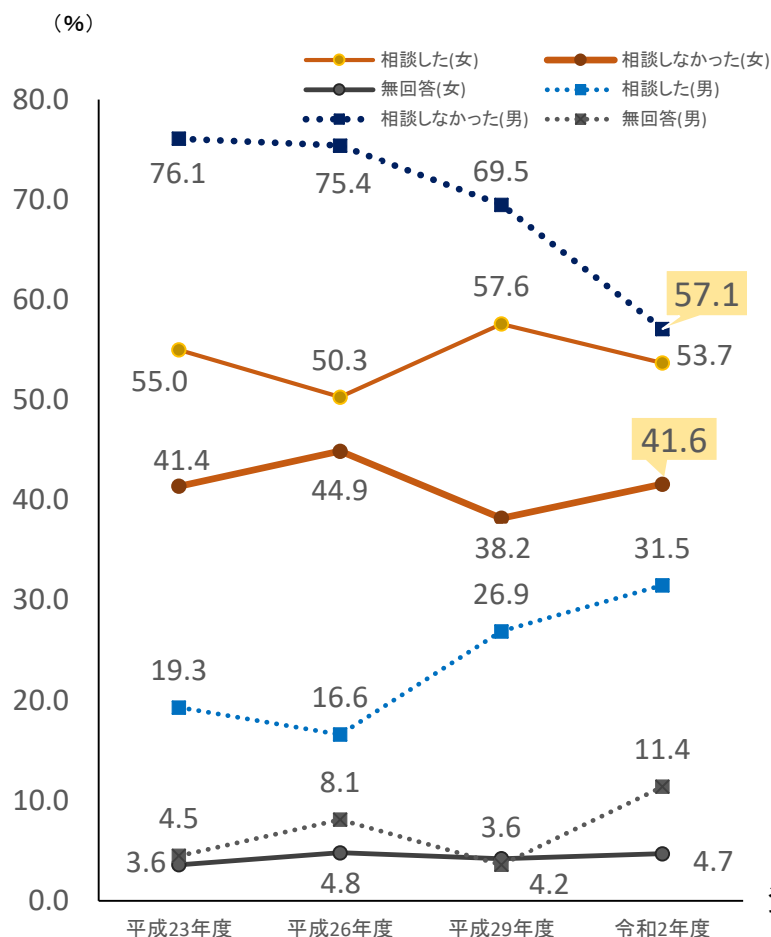


配偶者からの暴力被害の相談の有無、相談先

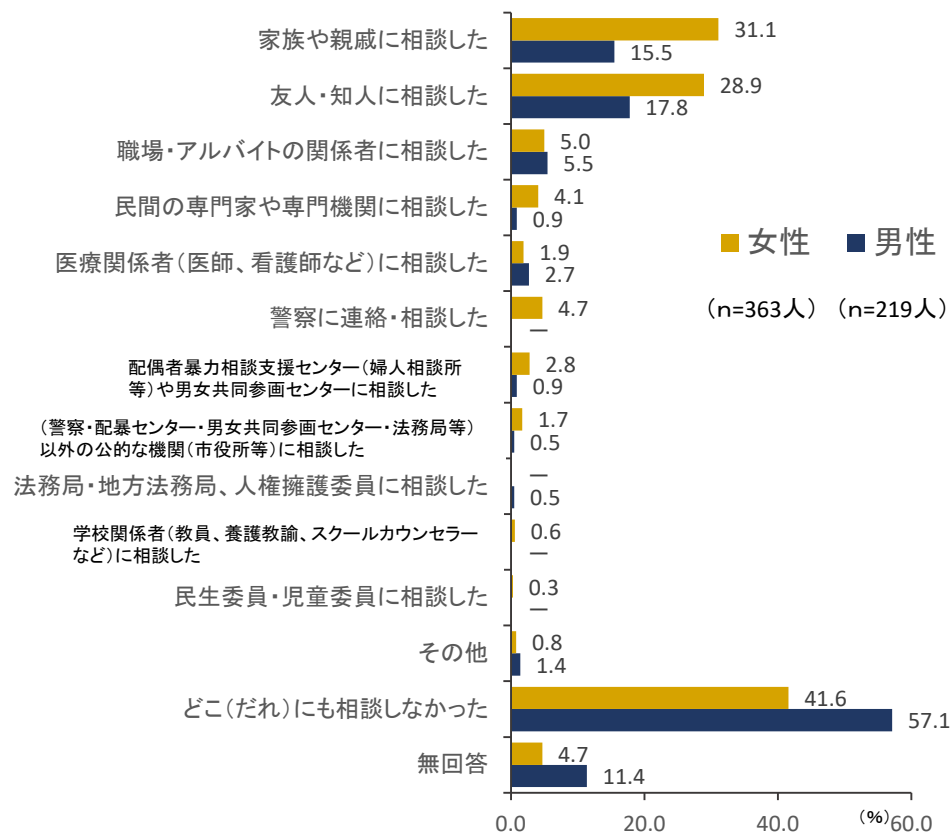
・女性の約4割、男性の約6割はどこ(誰)にも相談していない

・相談先の大多数は、家族・親戚、友人・知人

配偶者からの被害の相談の有無(推移)



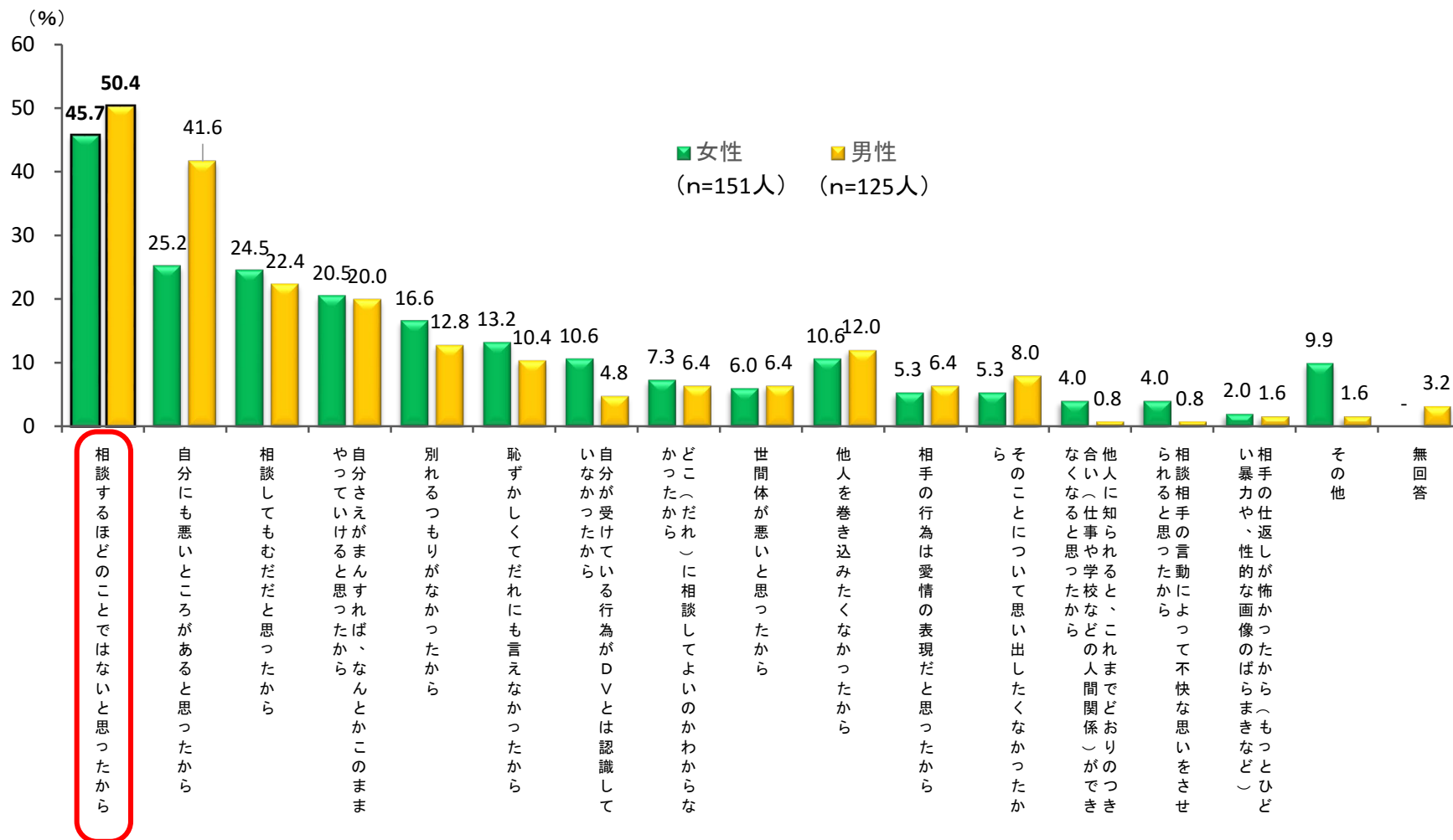
配偶者からの被害の相談先(複数回答)



資料出所:内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和3年3月公表)

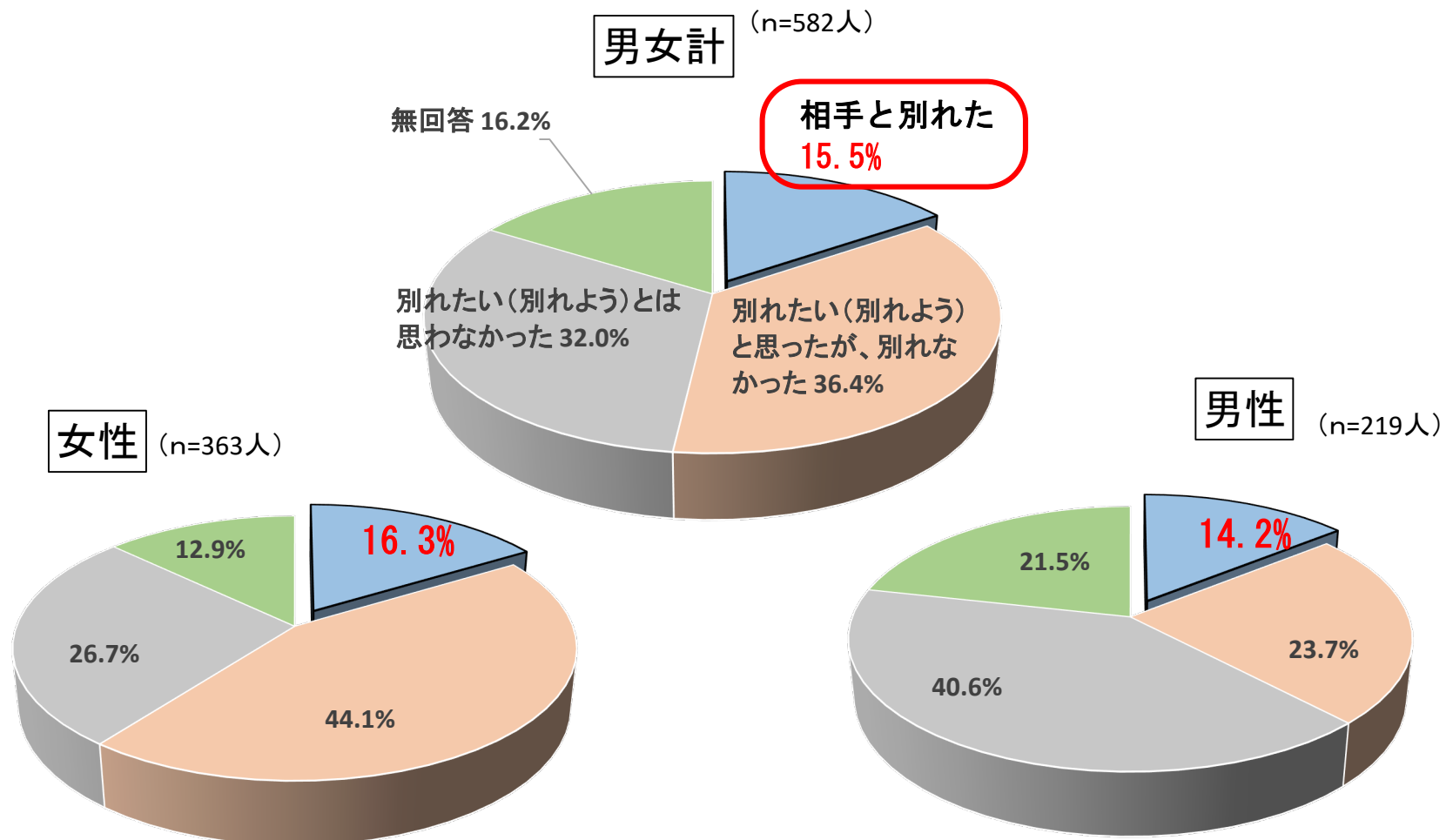
配偶者からの暴力被害を相談しなかった理由(複数回答)

男女とも、相談するほどではないと思ったからが最も多い



配偶者から暴力被害を受けたときの行動

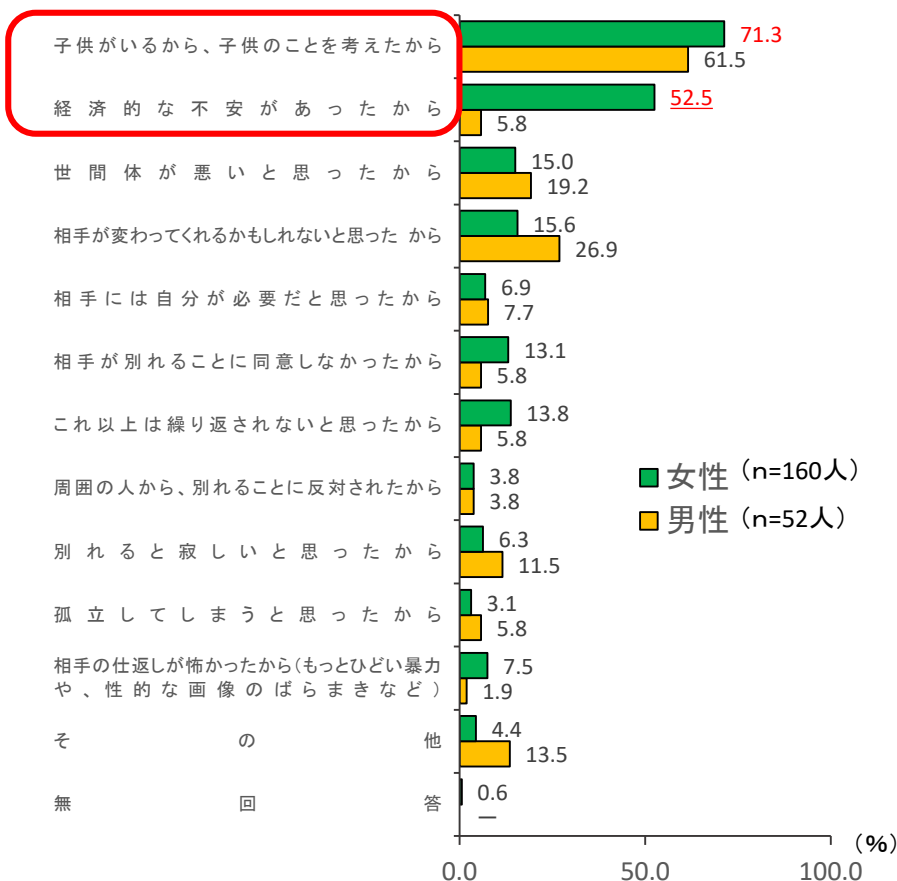
被害を受けた人のうち、相手と別れた人は約2割



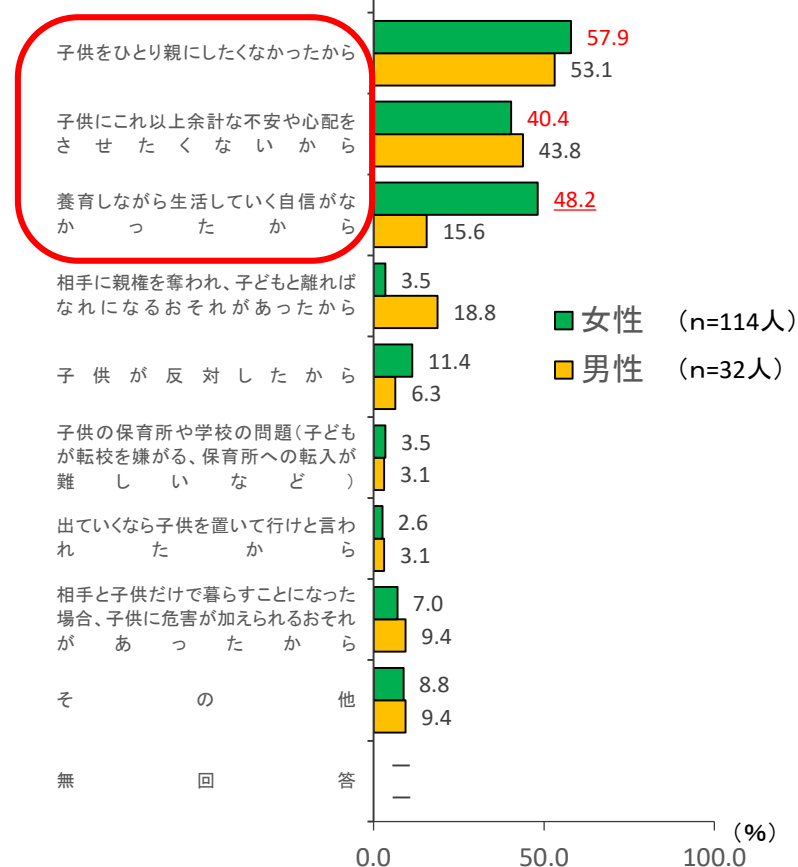
配偶者と別れなかった理由

- ・相手と別れなかった理由で**最も多いのは「子供のこと」**
- ・その最大の理由は「**子供をひとり親にしたくなかったから**」
- ・特に**女性**は、「**経済的不安**」や「**養育しながら生活していく自信がなかったから**」の割合が高い

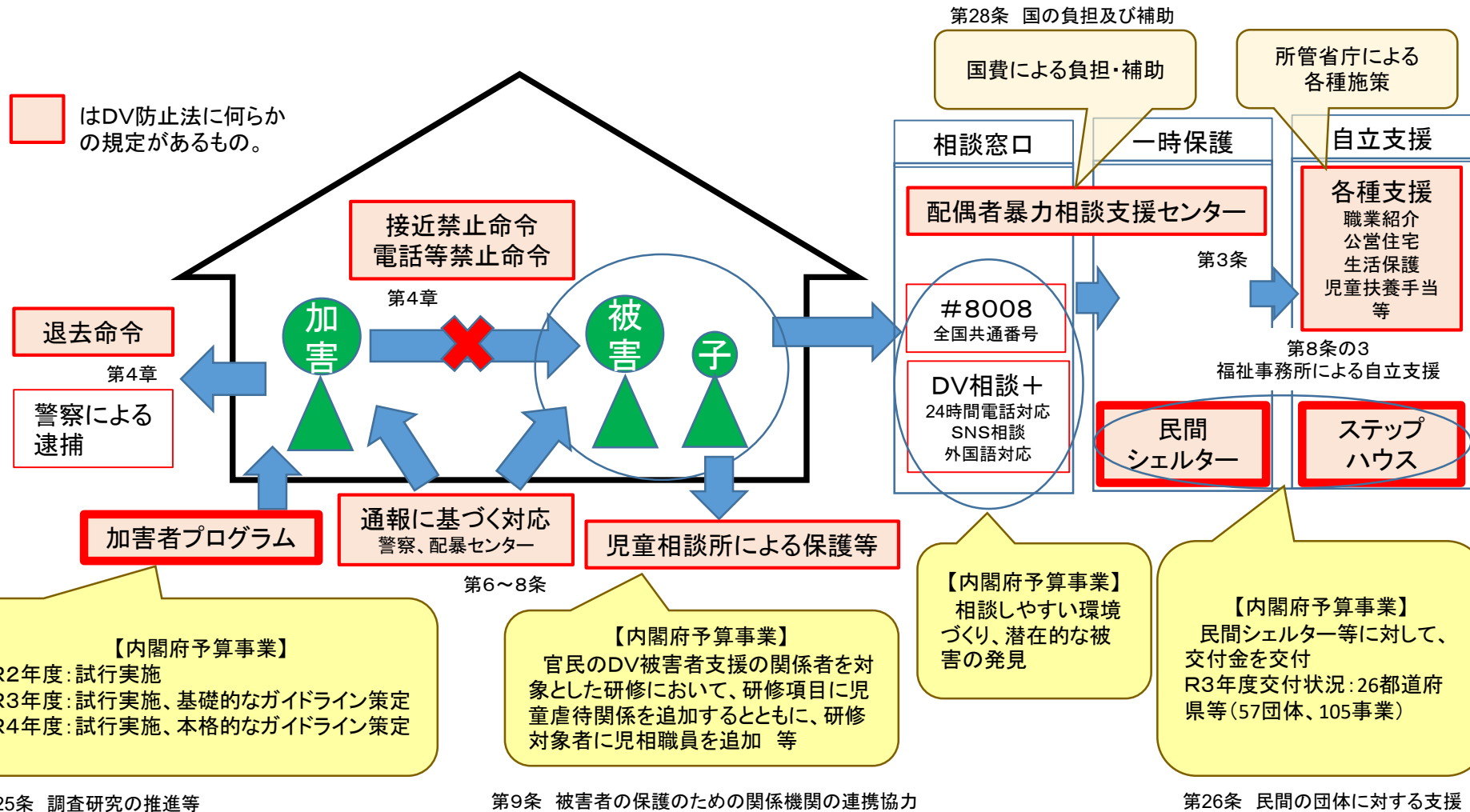
配偶者と別れなかった理由(複数回答)



子どもが原因で別れなかった最大の理由(複数回答)



DV対策の全体像



配偶者暴力防止法（DV防止法） における「配偶者」の定義

DV法施行
平成13年
10月13日～

- 法律婚の相手方
- 事実婚の相手方



第1次改正
平成16年
12月2日～

- 元法律婚の相手方
- 元事実婚の相手方



第3次改正
平26年
1月3日～

- 生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしていないものを除く。）
- 元生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしていなかったものを除く。）

（法第28条の2の
規定により準用）

法第1条第3項で
定義を規定

ただし、離婚後や同棲解消後に始まった暴力であれば、
「配偶者からの暴力」とはみなさない

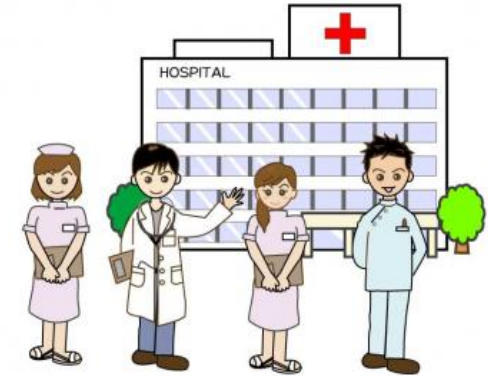
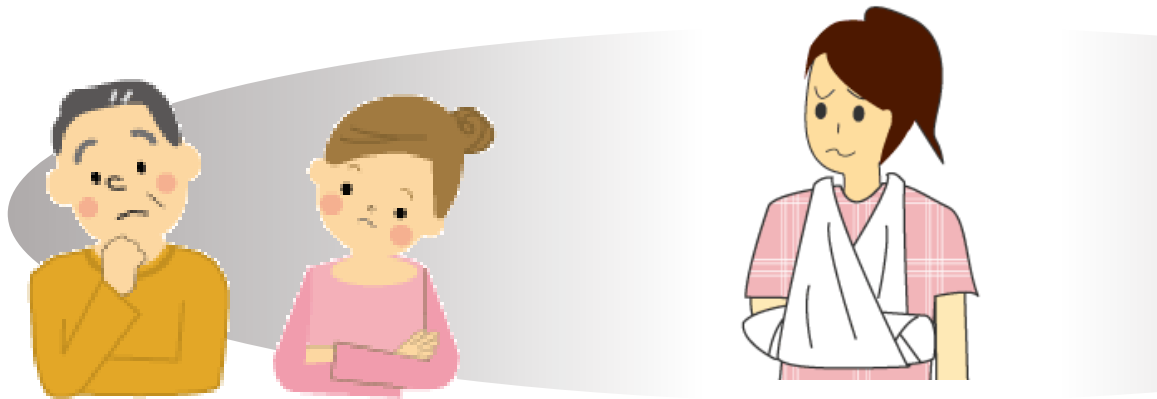
DV防止法における保護命令等の対象となる 暴力の定義

- ☞ 裁判所による保護命令の対象は、
配偶者からの「**身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫**」
を受けた者に限る
- ☞ 通報の対象となる配偶者からの暴力の形態は、「**身体に
対する暴力**」に限る

なお、DV防止法における暴力の定義（全般）については、

- 身体に対する暴力（殴る、叩く、蹴るなど）だけでなく、
- 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
⇒精神的暴力、性的暴力も含まれる（第1次改正で追加）

DV防止法における「通報」について



配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めなければならない。

配偶者暴力相談支援センター



医師その他の医療関係者が配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報することができる。この場合、被害者本人の意思を尊重するよう努めるものとする。

DV防止法における「保護」について

配偶者から逃れたい・・・

緊急時における安全の確保

婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、緊急の保護を求めて来所した被害者の安全の確保と一体的に行うもの（「一時保護」が行われる婦人相談所までの同行支援を行うことも含む。）。

※ センターが設置されていない場合であっても、・・・積極的に実施されることが望ましい（基本方針第2 6（1））。

一時保護

婦人相談所（要保護女子を一時保護する施設を有する）が自ら行い、又は、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間シェルター、母子生活支援施設（母子の保護、自立促進のための生活支援施設）等に委託して行う。

保 護

都道府県は、婦人保護施設（要保護女子を収容保護するための施設）において被害者の保護を行うことができる。

DV防止法における「保護命令」について

配偶者からの身体に対する暴力を受けている被害者が更なる身体に対する暴力により、又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し、保護命令を出します。

被害者への接近禁止命令

配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月間です。

退去命令

配偶者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2か月間です。

被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等^(※1)の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月間です。^(※2)

※1 対象は、

- ① 被害者と同居する被害者の未成年の子ども
- ② 被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（①以外の配偶者の子も含む。）です。

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する面会の要求、監視の告知、乱暴な言動、無言電話・緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信、緊急時以外の夜間の電話・FAX・メール送信、汚物等の送付、名誉を害する告知、性的羞恥心の侵害のすべての行為^(※1)を禁止する命令です。

期間は6か月間です。^(※2)

※1 対象は被害者本人のみです。

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

配偶者暴力防止法における「相談」等について

配偶者暴力相談支援センター

【全国302か所（うち、市区町村設置129か所）】（令和4年3月31日現在）

都道府県や市区町村の様々な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

	全国	都道府県設置	市区町村設置
総数	302	173	129
婦人相談所	50	50	0
男女共同参画センター・女性センター等	49	17	32
福祉事務所・保健所	112	77	35
児童相談所	10	10	0
その他（支庁等）	81	19	62

※1つの施設が複数の機能を果たしている場合には、上記の順で上位の種類で集計している

○配偶者暴力相談支援センターの主な機能

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※ 各施設ごとに、そこで果たしている機能の程度は異なります。

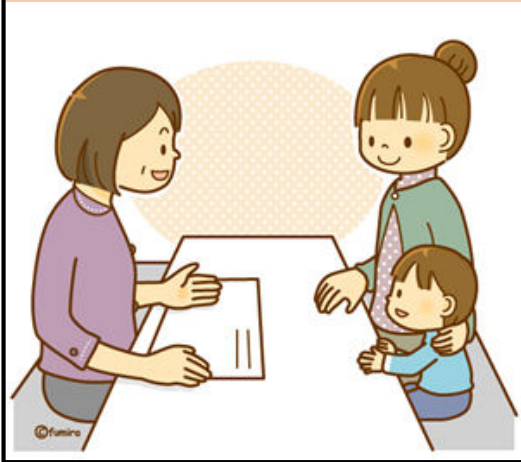
警察（警察官）



被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

DV防止法における「自立支援」について

配偶者暴力相談 支援センター



配偶者暴力相談支援センターでは、自立して生活することを促進するため、様々な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行います。

就業 の促進

職業紹介、職業訓練に関すること 等

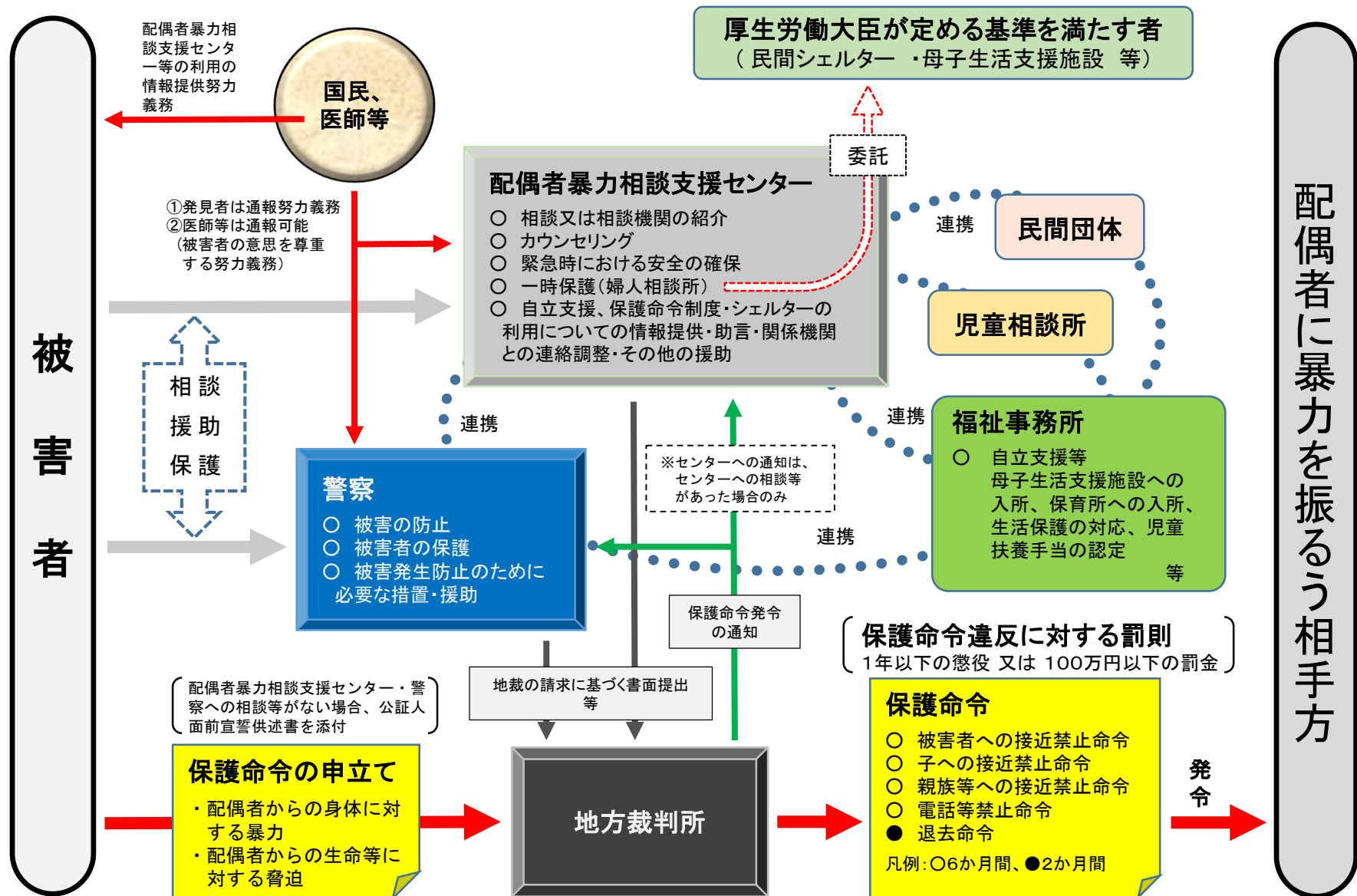
住宅 の確保

公営住宅に関すること 等

援 護

生活保護、児童扶養手当の受給に関すること 等

配偶者暴力防止法のフローチャート

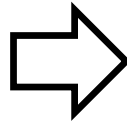


DV相談窓口

【DV相談ナビダイヤル】

は れ れ ば

#8008



最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話

⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化の懸念を踏まえて実施。

24時間電話相談

つなが はやく

0120-279-889

メール相談

※24時間受付

SNS相談

※毎日12時～22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

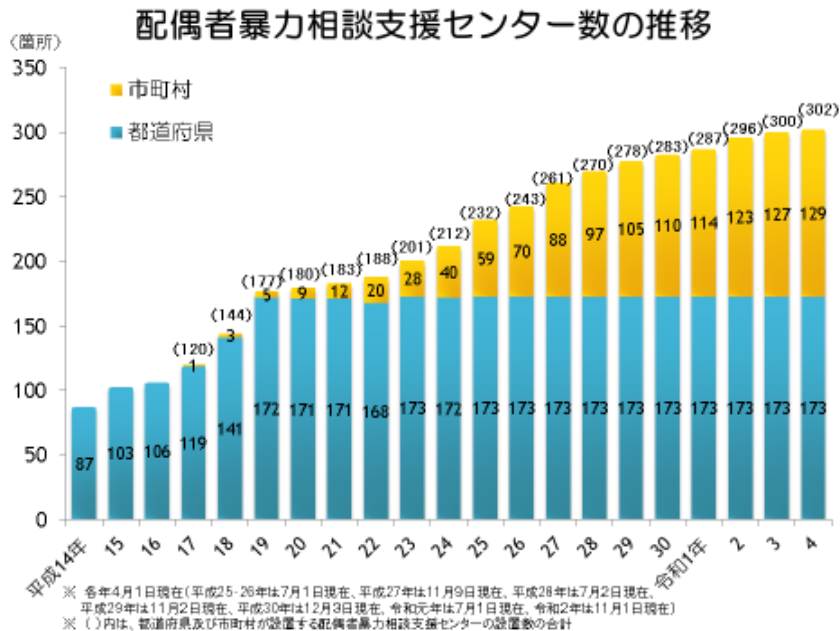
外国語相談(SNS相談)にも対応

10言語

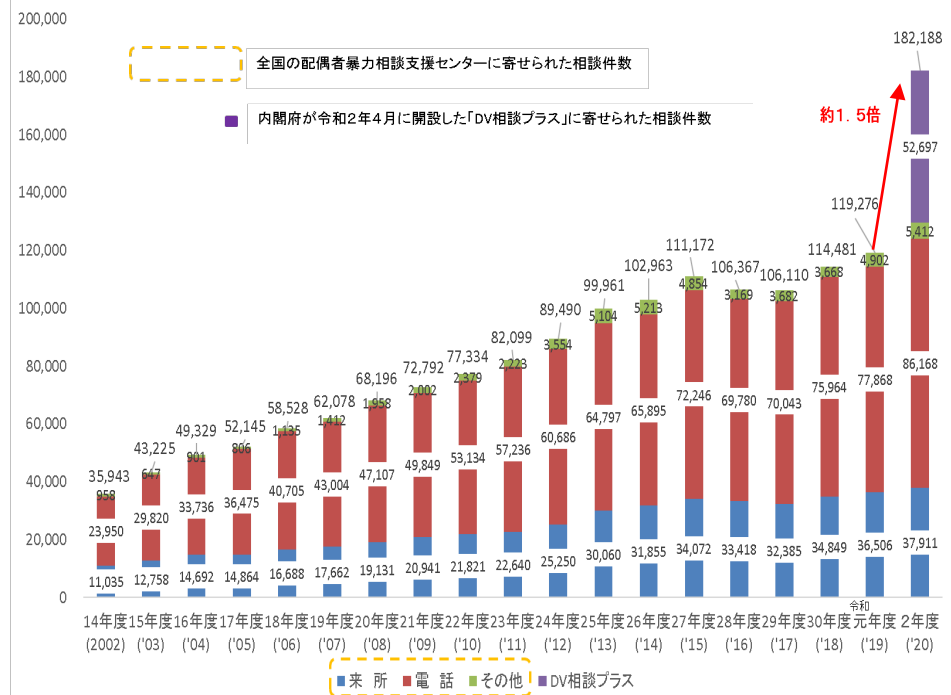
※24時間受付

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

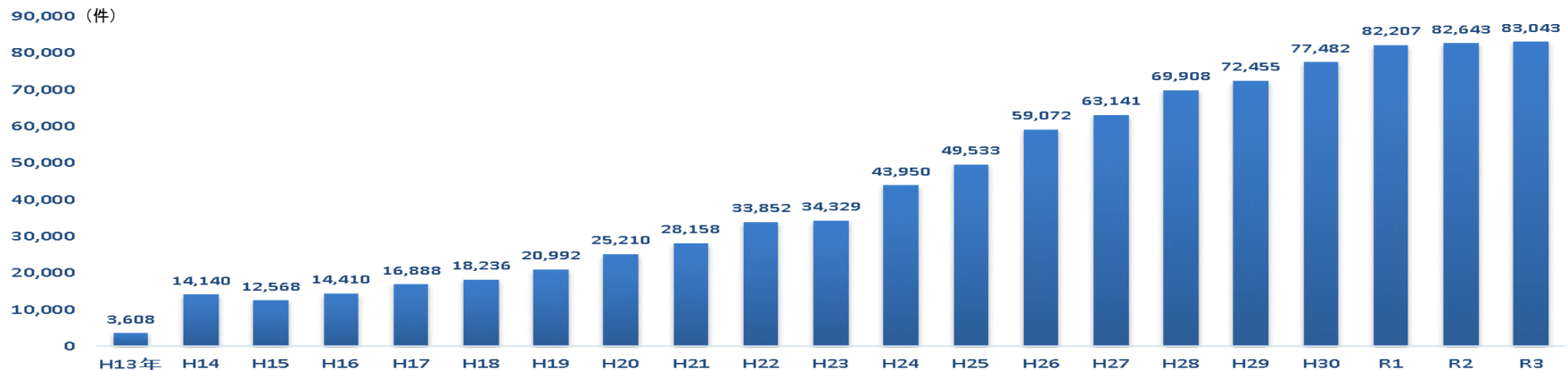
配偶者暴力相談支援センター数の推移



配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移



警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数の推移



女性に対する暴力に関する専門調査会報告書 概要

「DV対策の今後の在り方」

(令和3年3月 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会)

背景

- 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、予防と被害からの回復のための取組を推進し暴力の根絶を図ることは、国としての責務
- 児童福祉法等一部改正法(令和元年6月公布)の附則により、以下の事項について検討を加え、必要な措置を講ずることとされている。
 - ・通報の対象となるDVの形態、保護命令の申立てをすることができるDV被害者の範囲の拡大
 - ・DV加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方
- 新型コロナウイルス感染症下のDV相談件数の増加・深刻化や婦人保護事業の見直し、児童虐待対応とDV対応との連携の重要性の高まりなど近時のDV対策をめぐる動きについて、現状と課題を整理。

報告書の内容

I これまでの取組等

1 これまでの取組

- (1) DV防止法制定及び改正の経緯
- (2) 内閣府における最近の取組
 - ①民間シェルター等の先進的な取組支援(R2.4～)
 - ②加害者プログラムの試行実施(R2.4～)
 - ③相談窓口短縮番号化(#8008)(R2.10～)
 - ④児童虐待対応との連携強化

2 近時のDV対策をめぐる動き

- (1) 婦人保護事業の見直し
 - ①新たな制度の構築に向けた検討
- (2) 新型コロナウイルス感染症問題下における対応
 - ①相談・支援体制の維持・充実
 - ・DV相談プラスの開設(R2.4～)
 - ②特別定額給付金の対応

II DV対策の現状(論点ごとの整理)

- 1 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲
- 2 加害者更生のための指導及び支援の在り方
- 3 DV対応と児童虐待対応の連携
- 4 被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について
- 5 逃げられない／逃げないDV対応について
- 6 予防教育
- 7 その他(面会交流、被害者の多様な支援)

Ⅲ 今後の課題

DV被害者支援の更なる充実を図るため、以下の課題を指摘。

1 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について

- ①自由な考えや行動を繰り返しコントロールされ続けた結果、心身に不調を来したような場合、医師の診断書等により客観性が担保されれば、暴力による「疾病」として扱える。
- ②性的暴力は、望まない妊娠をもたらすものであり、それにより命が脅かされることは、身体的暴力と同視して同等に扱うべき。
- ③非身体的暴力については法益侵害の程度や被害者に与えるダメージは、身体的な暴力と変わるものではなく、長期間持続することにより、回復を困難にさせることから、身体的暴力と同様に扱うべき。

2 通報や保護命令の在り方について

- ①現行制度（接近禁止命令、退去命令）のみでは、得られる選択肢が少なすぎて活用しにくくなっているのではないのか。
- ②保護命令発令までの間、緊急的に暫定的な効力を有する命令の発令についても検討が求められる。

3 加害者更生のための指導及び支援の在り方について

- ①政府においては、加害者の脱暴力への更生指導につき、まずは現行法の枠内でできることに取り組むべき。
- ②加害者をプログラムに通わせることによって関与し続け、脱暴力化を促すとともに、地域においてコントロールすることには意義がある。

4 DV対応と児童虐待対応の連携について

- ①支援センターと児童相談所のどちらが先に関与することになったとしても、同じ支援が受けられるよう、DV対応と児童虐待対応の関係部署・機関の合同研修・相互研修を行うことが必要である。

5 被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について

- ①中長期的な支援には、市町村の取組強化が重要であり、市町村の支援センターの設置を更に促進する必要がある。
- ②民間支援団体を地域における支援の中に位置付け、財政的支援ができる枠組みを考えていく必要がある。

6 逃げられない／逃げないDV対応について

○逃げられないDV

- ①逃げる・逃げないを被害者に選択させる前に、まず、精神的なサポートを充実させ、本人が自分のために意思決定できる流れを作っていくことが必要。

○逃げないDV

- ①被害者が逃げることを前提とする支援は、就業継続を困難にし、支援そのものへのアクセスをためらわせる原因になり得る。現行制度に留まらず、被害者が逃げることなく安全を確保できる制度を組み入れていく必要がある。

7 予防教育

- ①DVの加害者、被害者、傍観者にならないための教育が肝要。

8 その他

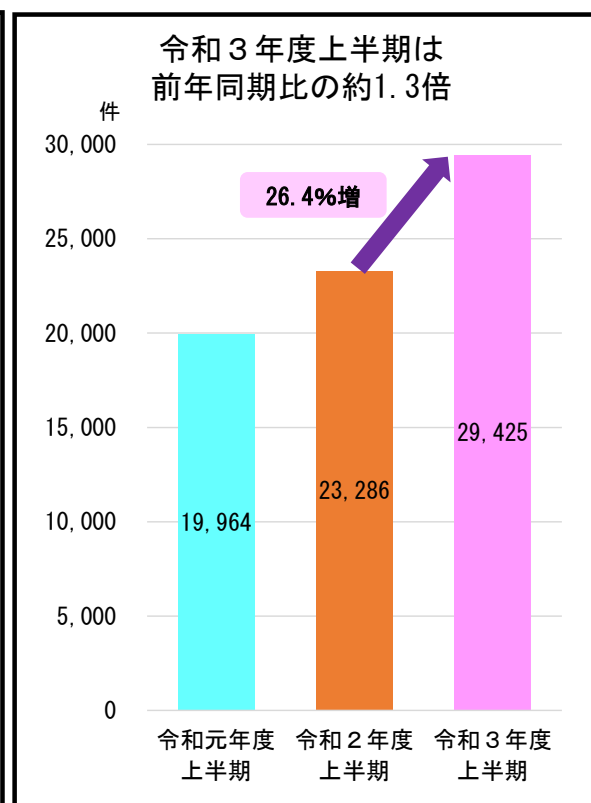
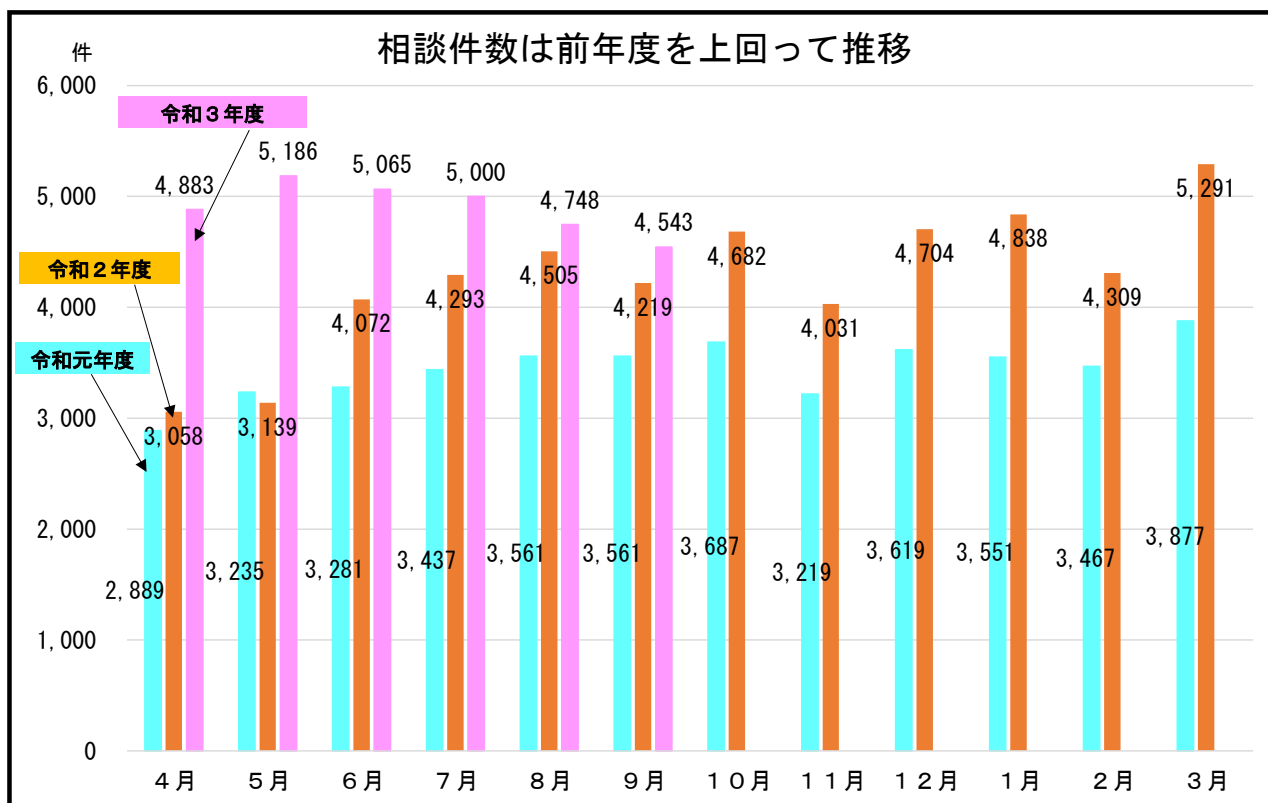
- ①これまでは、被害者に気づきを促し、相談を呼び掛ける広報・啓発が主であったが、今後は、第三者がDVを見過ごさないよう呼びかけることも重要。
- ②被害者支援を行っていく上では、DV対応担当部署のみならず、他施策をより専門的に行っている部署との連携も必要。
- ③支援員の次世代育成を進め、世代交代を図りながら支援の質を上げていくためには、賃金をはじめとする待遇改善等の検討も必要。

性犯罪・性暴力

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの 全国の相談件数の推移（令和3年度上半期）

✓ 令和2年度の相談件数は前年度を上回って推移。全体では前年度比で約1.2倍。

✓ 令和3年度上半期の相談件数は前年同期比の約1.3倍。



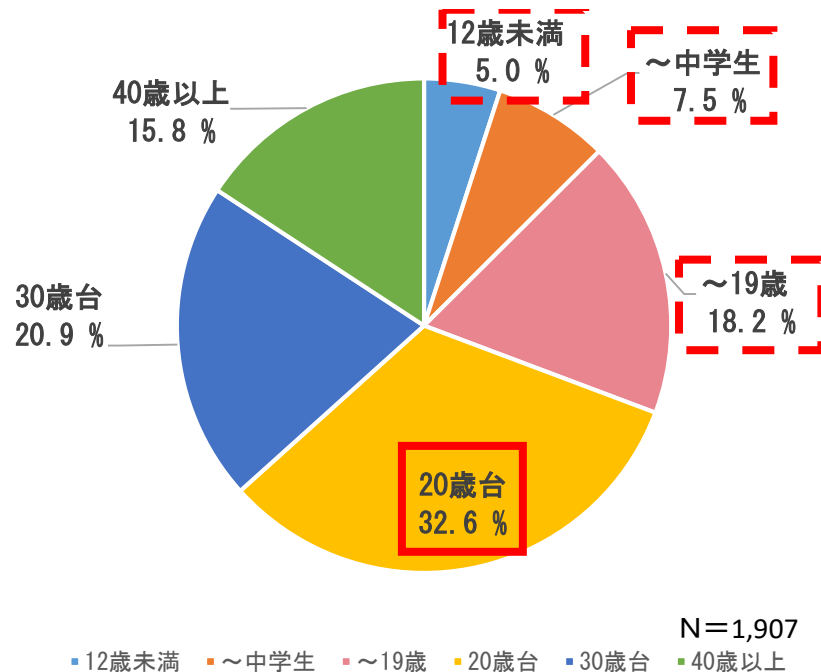
（内閣府男女共同参画局調べ） ※相談件数は、電話・面接・メール・SNSによる相談の合計。

性犯罪・性暴力被害の相談者の年齢

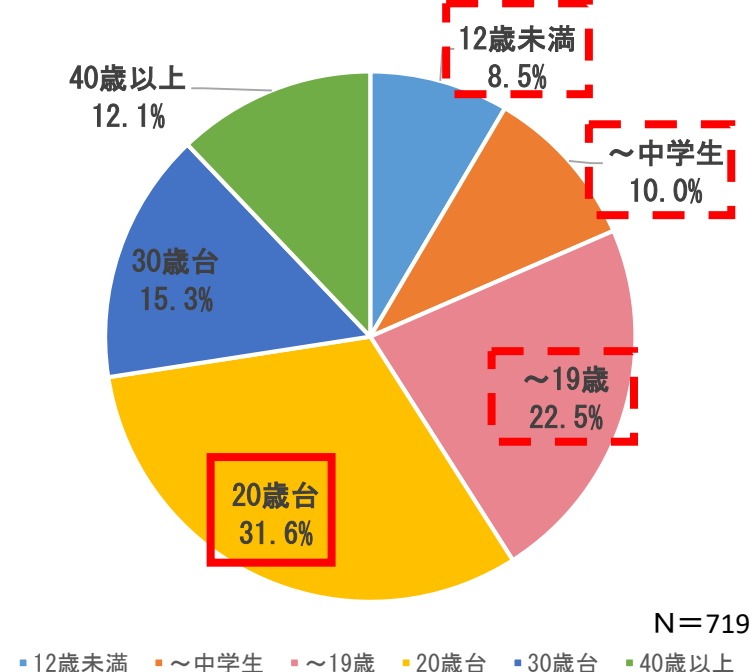
被害者の年齢

電話相談、面談とも、20代以下が約7割

<電話相談>



<面談>



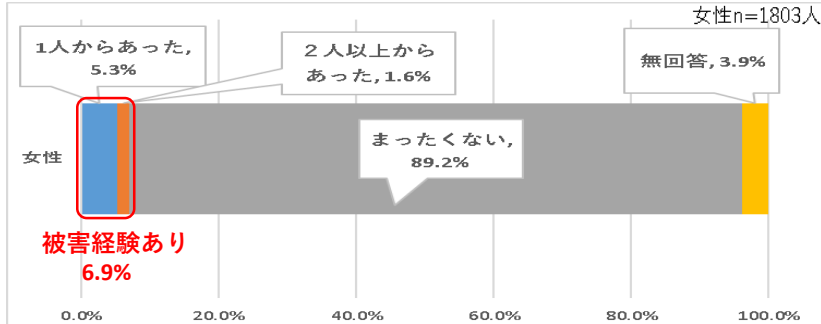
※年代が不明の相談者を除いた場合の割合（令和元年6月～8月）

- ・電話相談では、20歳台が32.6%、面談でも、20歳台が31.6%と最も多い。
- ・面談では、4割以上を10代以下の被害者が占めており、中学生以下に限っても、約2割に上る。

「無理やりに性交等をされた被害経験」について

① 無理やりに性交等をされた被害経験

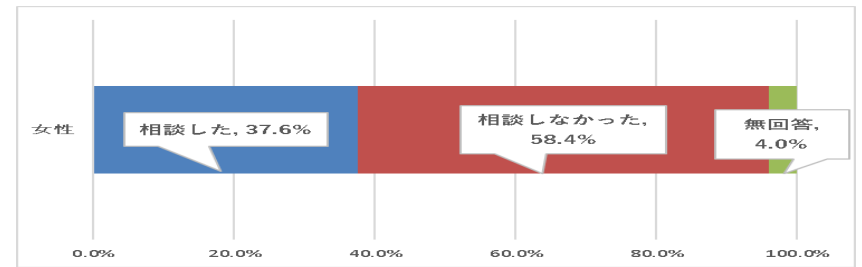
- 女性の約14人に1人は無理やりに性交等をされた経験がある。



③ 無理やりに性交等をされた被害の相談経験

- 被害を受けた女性の約6割はどこにも相談していない。

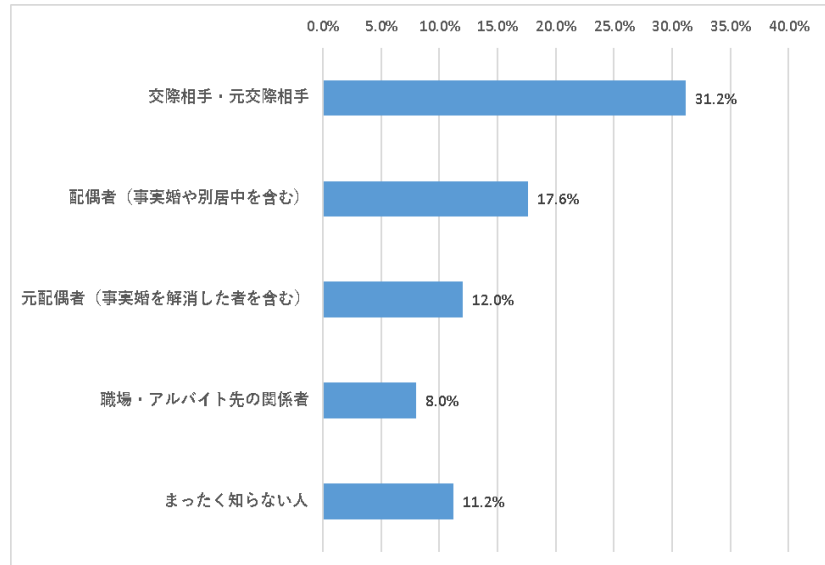
女性n=125人



② 加害者との関係（複数回答）

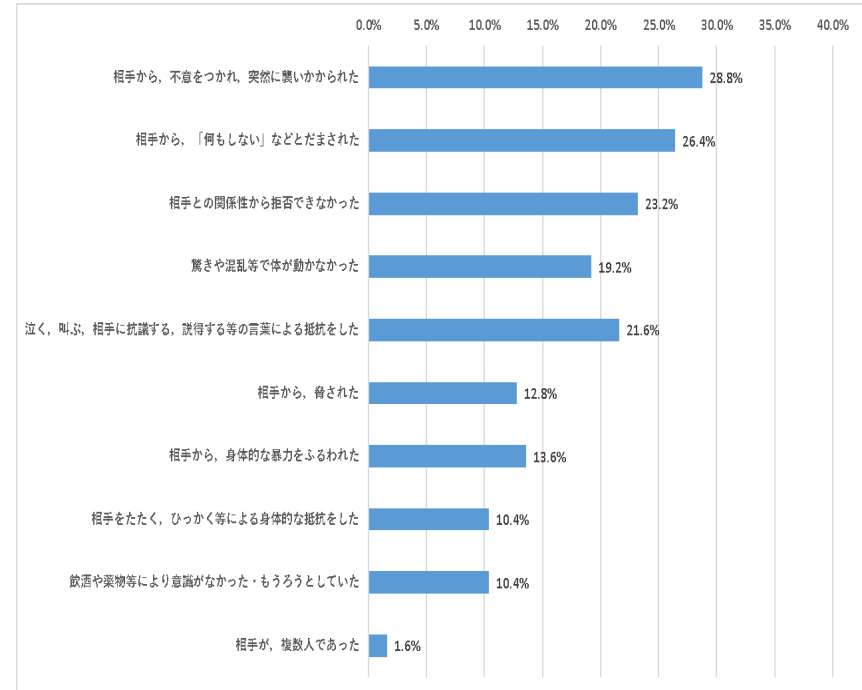
- 女性では「交際相手・元交際相手」が約3割、「まったく知らない人」が約1割。

女性n=125人



④ 被害にあったときの状況（複数回答）

女性n=125人

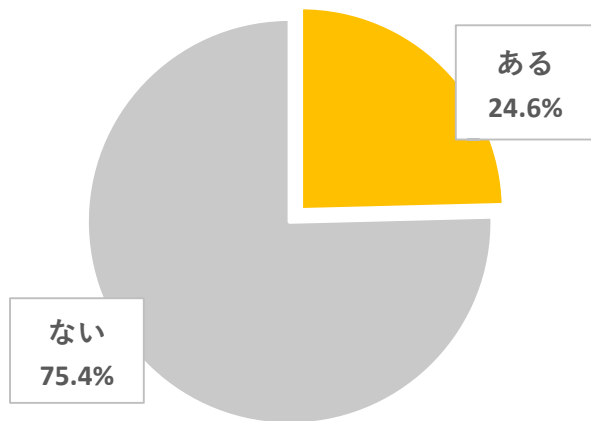


モデル・アイドル等の勧誘を受けた経験等について

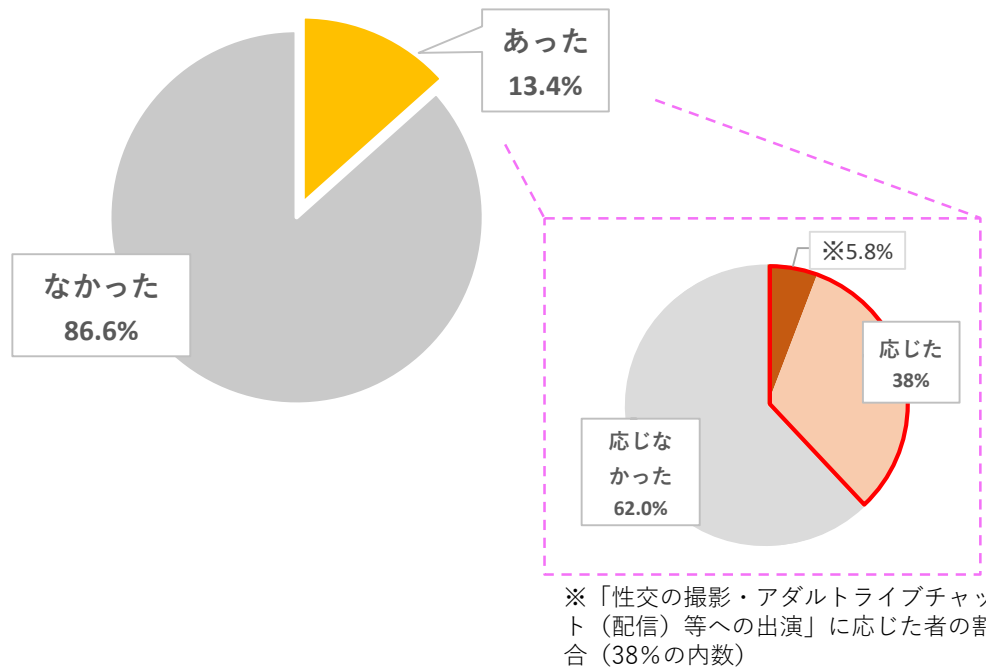
若年を中心とする女性（15歳（中学生を除く）～39歳）に対するインターネット調査（令和2年3月）によると、

- 約4人に1人（24.6%）がモデル・アイドル等の勧誘を受けた経験がある
- モデル・アイドル等の勧誘を受けたり、応募した経験のある女性のうち、約7人に1人（13.4%）が聞いていない・同意していない性的な行為等の撮影要求を受けたことがある（当該撮影要求を受けた者のうち、約17人に1人（5.8%）が性交の撮影等に応じたことがある）

(1)モデル・アイドル等の勧誘を受けた経験
(n=20,000)



(2)聞いていない・同意していない
性的な行為等の撮影（※）要求 (n=2,575)
(※水着・下着姿・裸体等の撮影や性交の撮影等)



性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度の3年間）

刑事法に関する検討とその
結果を踏まえた適切な対処

- 「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討
- 児童や障害者など被害者の事情聴取の在り方等の検討

性犯罪者に対する再犯防止
施策の更なる充実

- 専門的プログラムの拡充の検討
- 出所者情報の地方公共団体への提供
- 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等の検討

被害申告・相談をしやすい
環境の整備

- 被害届の即時受理の徹底
- 二次的被害の防止（女性警察官の配置、研修）
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
 - ・全国共通短縮番号の導入、無料化の検討
 - ・SNS相談の通年実施の検討
 - ・夜間休日コールセンターの設置検討
 - ・センター等の増設の検討

切れ目のない手厚い被害者
支援の確立

- ワンストップ支援センターと病院等の関係機関の連携強化
- 中長期的な支援（トラウマ対応の専門職育成、福祉との連携）
- 障害者や男性等の多様な被害者支援の充実

教育・啓発活動を通じた
社会の意識改革と暴力予防

- 生命（いのち）を大切にする、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育
 - ※「水着で隠れる部分」、SNSの危険、「デートDV」等
- 学校等の相談対応体制の強化
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分（懲戒免職、告発、教員免許状の管理等の見直し）
- 社会啓発（4月を若年層の性暴力予防月間など）

方針の確実な実行

- 7月に具体的な工程
- 毎年4月にフォローアップ
- 性暴力の実態把握

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について（概要）

（令和3年3月26日 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議決定）

ワンストップ支援センターにつながるための相談体制の強化

① ワンストップ支援センターの周知の徹底

全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知・広報の推進、通話料無料化の検討（令和4年度）
中学生・高校生・大学生や保護者等に対する周知

② 多様な相談手段の提供

SNS相談（キュアタイム）の通年実施（令和3年4月から）、メール相談、オンライン相談、手話、外国語通訳の活用等の促進

③ 24時間・365日対応の推進／コールセンターの設置及び都道府県における緊急対応体制の整備

コールセンターの設置（令和3年秋）に向けた準備
都道府県における相談対応体制及び緊急対応体制の整備（令和2年12月に通知）、コールセンターへのコーディネーターの配置
交付金を通じた相談員への研修の実施、相談員への適切な処遇の提供、緊急時の同行支援等の取組の促進

④ ワンストップ支援センターの増設 支援拠点の増設に対する支援（令和3年度）

ワンストップ支援センターの支援体制の強化

⑤ 病院など地域における関係機関との連携強化

都道府県の好事例を参考とした積極的な取組の促進
関係機関が連携し、適切な証拠採取・保管が行われるよう、警察庁からの通達及び内閣府からの通知
コーディネーターの配置及び育成や処遇改善の取組の促進、事務職員の配置の推進（令和3年度）

⑥ 職員の研修の充実

オンライン研修教材の開発・提供（令和2年度）、相談員等に対する集合研修の実施の検討（令和3年度以降）
センター長やコーディネーターに対する研修の実施（令和3年度）、地域における関係機関と連携した合同研修の実施の促進

⑦ 中長期的な支援体制

専門的知識を備えた医師等の育成及び適切な処遇の検討
福祉部局等における研修等、婦人保護施設における心理的ケアや自立支援、同伴児童への学習支援の推進
学校と連携した支援の推進、児童相談所における児童心理司の増員

⑧ 被害者の医療費負担の軽減

急性期の医療費支援について、被害者の居住地及び被害の発生地に関わらず対象とするよう対応依頼（令和2年12月に通知）
監護者への精神的ケアも含まれることなどについて、医療費支援対象の周知

⑨ 多様な被害者支援の充実

障害者、男性等の支援の状況についての事例調査・分析を実施し、必要な取組みや好事例を把握（令和3年度）
関係機関において協力し、必要な研修を実施（令和3年度以降）

好事例

24時間365日対応（滋賀県）、オンコール体制整備（山口県）、支援拠点の増設（鳥取県）
病院拠点型・病院との提携の強化（栃木県）、証拠採取・保管（埼玉県）、医療費支援（三重県）

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター 全国共通短縮番号(R2.10/1~)



「#8891」
(はやくワンストップ)

性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター(R3.10/1~)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」

R2.10/2~



キュアタイム

検索

令和3年度「女性に対する暴力をなくす運動」の主な取組について

政府では、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施。（平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定）

潜在化しやすい女性に対する暴力の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。

今年のテーマは「性暴力を、なくそう」。

○ 啓発物の作成・配布（ポスター・リーフレット・カード・シール・パープルリボンバッジ）

「性暴力をなくす」という社会の意識の醸成と相談窓口の周知を図る啓発物を全国の自治体、関係機関・団体、公立図書館等に配布。

【ポスター等で伝えたメッセージ】

- ・ 傷つけた方が悪い。性暴力に言い訳は通らない。
- ・ 望まない性的な行為は、性暴力です。
- ・ 性暴力の悩み、ひとりで悩まず、相談を。



＜啓発カード＞



＜パープルリボンバッジ＞



＜啓発シール＞



＜描きおろし漫画＞



＜令和3年度ポスター・リーフレット＞

○ 漫画家 西原理恵子さん描きおろし漫画

○ パープル・ライトアップ

全国47都道府県・327カ所で、ランドマークを女性に対する暴力の根絶のシンボルカラーである紫色へのライトアップを実施。



迎賓館赤坂離宮
（東京都）

○ 全閣僚による運動期間中のパープルリボンバッジの着用

○ 企業との連携

賛同企業による、SNS等での周知や社員のパープルリボンバッジ着用

○ 政府広報との連携

- ・ BS朝日「宇賀なつみの そこ 教えて！」
- ・ Yahoo!バナー広告（11/8～11/14）
- ・ 視覚障害者向け広報

＜賛同企業＞



女性に対する暴力に関する 外国政府からの指摘

女性に対する暴力に関する外国政府からの指摘

2021年米国務省人身取引報告書での指摘

・ JKビジネス

- 未成年の女子高生と成人との出会いを斡旋する「JK」ビジネスやポルノ出演強要における性的搾取目的の児童の人身取引に対する法執行措置について、3年連続で報告しなかった。
- 8つの主要都道府県は、「JK」ビジネスを禁止し、18歳未満の少女が「援助交際」業で働くことを禁じるか、または「JK」ビジネスの営業者に対し、各地の公安委員会に従業員名簿を登録することを義務付ける条例を維持した。
- 前年と同様、当局から、同条例違反で認知した営業所の数や閉鎖となった営業所の報告はなかった（2019年は報告なし、2018年に認知した営業所は137カ所、閉鎖した営業所はなし）。また当局から、「JK」ビジネスを取り巻く犯罪行為に関与した疑いのある者を1人でも逮捕したという報告もなかった（2019年は報告なし、2018年は69人の被逮捕者）。

・ 人身取引広報関係

- 性的搾取目的の人身取引の男性被害者や強制労働を認知する取り組みを高めるべき。
- 商業的性行為の需要削減に十分な努力を払わなかった。また、JKビジネスへの啓発活動の内容の多くは、需要者側を対象にしているのではなく、被害者を対象にしたものであった。

・ AV出演強要

- モデルや芸能事務所に見せかけた団体の中には、詐欺的な募集手段を用いて、日本人男性、女性、少年および少女に不明瞭な契約書に署名するよう強要し、その後、法的手段を取る、あるいは不名誉な写真を公表すると言って脅し、ポルノへの出演を強要する団体もある。

女性に対する暴力に関する外国政府からの指摘

2021年米国務省人身取引報告書での指摘

・援助交際

- 人身取引犯はまた、日本人と外国人、特に家出をした十代の少年少女を、性的搾取を目的とした人身取引の被害にさらしている。
- 組織犯罪とつながりがあることが多い「援助交際」やさまざまな形態の「JK」ビジネスが、性的搾取を目的とした日本人少年少女の人身取引を依然として助長している。報告によると、中国、韓国、ラオス、フィリピン、シンガポール、ベトナムからの未成年者が、こうした場所で搾取されている。
- パンデミックの影響で失業者や家庭内暴力が急増し、日本の一部の女性や少女、特に家出中の児童が「援助交際」をする危険性が高まった。NGOの報告によると、人身取引業者がソーシャルメディアサイトを利用して、このような目的で女性や少女に接触するケースが増えている。

G7各国の渡航情報での指摘

・痴漢

- ＜カナダ＞（日本へ）一人で旅行する女性は、何らかの形の嫌がらせや性的な言葉による被害を受ける可能性がある。混雑した地下鉄や電車では、不適切な接触が発生する可能性がある。一部の地下鉄や電車では、混雑する時間帯に女性専用の車両がある。
- ＜英国＞通勤電車の中で、女性の乗客に不適切なタッチをする「痴漢」の報告は、かなり頻繁にある。警察は、加害者に向けて大きな声を出すことで注意を引き、他の乗客に電車のスタッフを呼んでもらうようにアドバイスをしている。